

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows a screenshot of the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. Red boxes and callouts highlight the following sections:

- ① 事業の種類**: The top section for selecting the industry type using codes.
- ② 被災者の職種**: The section for selecting the job classification of the affected worker.
- ③ 傷病名及び傷病部位**: The section for selecting the injury name and body part.
- ④ 災害発生状況及び原因**: The section for describing the accident circumstances and causes, which is divided into five columns.
- ⑤ 国籍・地域及び在留資格**: The bottom section for selecting the worker's nationality, region, and residence status.

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です！
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



死傷病報告 改正 🔍 で検索していただきますと下のこの厚生労働省のホームページが検索結果として表示されます。



雇用・労働

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます(令和7年1月1日施行)

[電子申請について](#)

[関係資料](#)

電子申請について

令和7年1月1日から労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます。

[PDF](#) リーフレット「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます(令和7年1月1日施行)」 [885KB]

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。


⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。



電子申請に当たっては、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用ください。

○詳しいご活用方法はこちらをご参照ください

[PDF](#) [帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について（令和7年1月1日から） \[3.1MB\]](#) 

○動画はこちら（YouTubeへリンクします）

[帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について（令和7年1月1日から） \[YouTube\]](#)

- ◎届出する様式(帳票)を作成・印刷したり、画面から入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することができます。
- ◎入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

▶ [労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス \(mhlw.go.jp\)](#)

なお、パソコン端末を所持していない等の事情により電子申請が困難な場合には、当分の間、書面による報告も可能です。書面により報告する場合は、以下のリンク先から様式のダウンロードを行い、所轄の労働基準監督署へ提出してください。

※1 令和7年1月1日以降に報告いただく用の様式です。令和6年12月31日まではこちらの様式

は受け付けかねますので、ご注意ください。

※2 令和7年1月1日以降は、従前の労働安全衛生規則様式第23号及び同第24号は使用しない

てください。


ここをクリックしてください！

「印刷時の注意事項」が表示されます。



○ [労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）](#)

○ [労働者死傷病報告（休業4日未満）](#)

※コードの記入に当たっては [PDF](#) [こちら \[1.9MB\]](#)  をご参照ください。

※令和7年1月1日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。


これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

[ページの先頭へ戻る](#)

関係資料

[PDF](#) [労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます \[380KB\]](#) 

[PDF](#) [じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（令和6年3月28日付け基発0328第15号） \[105KB\]](#) 

印刷時の注意事項

印刷には、A4普通紙をご利用ください。

印刷はAdobe Readerの印刷機能をご利用ください。

印刷には、A4普通紙をご利用ください。

印刷には、A4普通紙（白色度80%以上の用紙）をご利用ください。感熟紙などの加工紙や、裏面を利用したものは利用できません。

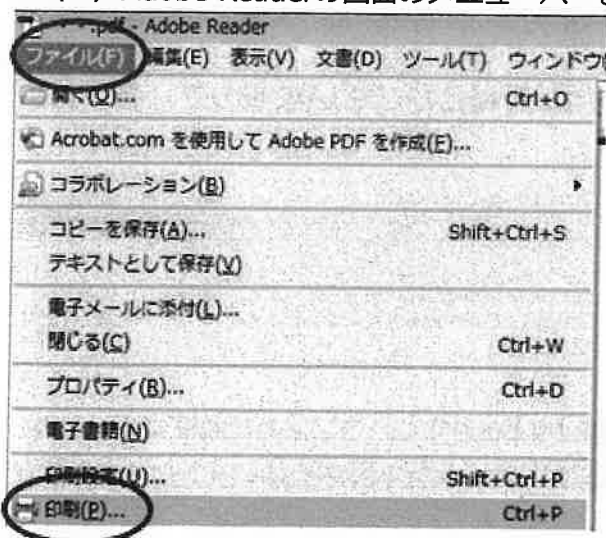
[ページの先頭へ戻る](#)

印刷はAdobe Readerの印刷機能をご利用ください。

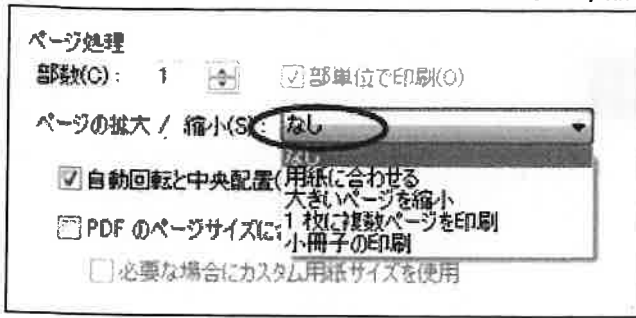
印刷は、ブラウザの印刷機能ではなく、Adobe Readerの印刷機能をご使用ください。ブラウザの印刷ボタンで印刷された様式の場合、改めて窓口で様式にご記入いただく場合がございます。

印刷の際には、以下の操作にて印刷をお願いします。

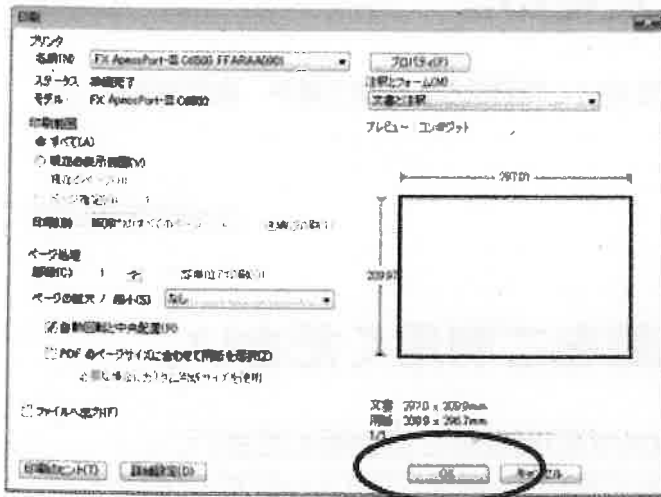
- (1) Adobe Readerの画面のメニューバーより、[ファイル (F)]→[印刷 (P)]を選択します。



(2) 「印刷」ダイアログの「ページの拡大/縮小」は「なし」を選択します。



(3) Adobe Readerの画面のメニューバーより、[ファイル (F)]→[印刷 (P)]を選択します。



ここをクリックしてください！
新様式の労働者死傷病報告（23号）が
表示されます。



 [様式のダウンロードはこちら \[185KB\]](#) 

※注意事項に従って印刷していない場合、再度ご記入いただく場合がございますので、必ずお読みください。

[ページの先頭へ戻る](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、[こちらからダウンロードしてください。](#)

【お願いです！】

ダウンロードして印刷した新様式の労働者死傷病報告（23号）はコピーして使用しないでください！

コピーしたものは4隅の■の位置がズレてOCIRで読み取れません！

お手数ですが、印刷の都度、Adobeリーダーを開いて印刷願います。

労働者死傷病報告以外の報告書、届も同様をお願いします！